

取扱区分：「公開」

令和3年第9回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和3年9月10日（金）10時00分

於：周南市役所 1階 多目的室

令和3年第9回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年9月10日(金) 午前10時02分 ~ 午前11時04分

2 場 所 周南市役所 1階 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 14人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第7番	田 中 榮 作	第9番	野 村 邦 幸
第10番	林 俊 一	第12番	弘 中 壽
第13番	藤 井 孝	第14番	藤 原 典 子
第15番	松 田 孝 行	第16番	山 崎 光 夫
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 4人

第5番	白 石 純 治	第6番	高 橋 恵
第8番	歳 光 時 正	第11番	原 田 雅 之

(3) 事務局職員 5人

局 長	山 本 尚 秀	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ
書 記	和 田 智 幸		

(4) 関係部署職員 2人

産業振興部農林課	課長	長 畠 和 彦
産業振興部農林課	農政担当主査	福 田 雅 子

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第32号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第33号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第34号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	4件
議案第35号	周南市農業委員会会長先決規程の一部を改正する規程制定について	1件
議案第36号	周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について	1件

第3 報告事項

報告第50号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	12件
報告第51号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	4件
報告第52号	農地法第5条第1項第1号の規定による農地等の転用のための権利取得の届出について	2件
報告第53号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	7件
報告第54号	農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	1件
報告第55号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	2件
報告第56号	現況が農地でないことの証明について	3件

山本事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中14人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第5番・白石純治 委員 第6番・高橋 恵 委員 第8番・歳光時正 委員及び第11番・原田雅之 委員 の4人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしくをお願いいたします。

開会（午前10時02分 ～ ）

議長（山下会長）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今より令和3年第9回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第12番・弘中 壽 委員、第15番・松田 孝行 委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第32号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

1 ページの議案第32号は、1 議案 2 件です。

番号 1 番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、面積は、830平方メートルと2,870平方メートルの田 2 筆と、302平方メートルの畑 1 筆の、合計 3 筆 4,002平方メートルです。

現況は休耕地となっています。

権利移動は所有権移転で、申請譲渡人は高齢の上、農業後継者がいないため、譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものです。

取得後の耕作面積は約63アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

12番弘中です。

本件につきましては、去る 8 月 17 日事務局と共に現地調査及び確認をいたしました。

また、譲渡人、譲受人にも、この案件について申請通りであることを確認いたしました。

当農地につきましては、現在休耕中ではありますが、耕作可能な圃場でありまして、すぐにでも耕作できる状態です。

周囲の背景は農耕地で、水系、農道は従来通りです。

当農地の権利移転につきましては、問題ないと考えます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第32号、番号 1 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号、番号1番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第32号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第32号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

番号2番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、2筆の合計面積は9,930平方メートルです。

現況は樹園地で、ナシとブドウが栽培されています。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は、山口県農地中間管理機構の農地売買等事業により、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、現在利用権を設定の上、果樹を栽培している農地を取得するため、譲り受けるものです。

取得後の農地は、約206アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の高橋委員より現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

山本事務局長

山本事務局長

それでは、お預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

この案件は農地売買事業の実施による農地取得の申請であり、7月4日に譲受人、土地の所有者、中間管理機構、関係者で幹旋会議を行いました。

尚、8月の総会で土地の所有者と機構とでの3条の届出が報告されています。

譲受人はブドウ、ナシの観光農園を経営しており、申請地ではブドウを栽培しており、今は丁度、収穫中です。

長年借りて耕作していた土地を、所有して経営の安定を図りたいとのことで、今回の申請になりました。

書類等も完備されていますので問題ないと思われま

す。審議の程、よろしくお願

議長（山下会長）

いします。ただ今の議案32号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号、番号2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第32号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

2ページの議案第33号は、1議案3件です。

では、番号1番をご説明いたします。

申請譲受人は、事業のために必要な駐車場及び資材置場とするため、申請地を購入しようとするものです。

譲渡人は耕作ができないため、譲受人に譲り渡そうとするものです。

申請地は、菊川支所から東へ約900メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

藤原委員

第14号藤原委員

14番藤原です。

議案第33号1について、8月24日に事務局の方と現地調査を行い、申請者双方の代理人の行政書士の方に電話で聞き取り調査をいたしましたので、ご報告いたします。

申請地は現在休耕地です。昨年まで稲作をされていたようです。

譲渡人は、申請地を相続したが、会社勤めをしており、耕作することが困難になっていました。

後継者もないことから譲受人の申し出によって、売却することにしたとのことです。

一方、譲受人は使用している資材置き場や駐車場が手狭になってきたので、真砂土10トン、石材10トン、工事用車両置き場として申請地を購入することに決めたそうです。

申請地の北側は公道で農業用水路があり、公道と申請地は約1メートルの段差があり、進入路設置のための用水路の加工と土地の整備を行うが、盛土等の造成は行わないとのことです。

当件申請地の書類は揃っていますが、申請内容が妥当かどうかという点につきまして、予定している資材の量に対し、申請地の面積が広すぎると思います。

その根拠としました、土地利用計画図に書いてあります、真砂土の置場、1辺が10メートルの四角です。

仮にこの4分の1の土地、1辺が5メートルの土地に、直径5メートルの円錐の形で真砂土を置いた場合の退席を計算したんですけど、真砂土の支柱は1.6とした場合、真砂土1立法メートルは1.6トンになります。

今回10トンを置くので、1.6で割った場合、6.25立法メートルの体積の土を置くということです。

この4分の1の5メートルの正方形の中に、円錐の状態で置いた高さが、0.96メートルになります。

96センチメートルなので、この4分の1の土地でも十分置ける面積になります。

そこで、採石業者の方に1トンの真砂土を置くのに必要な土地の面積をお聞きしたところ、20平方メートルあれば十分だと言われました。

この土地利用計画図の面積の4分の1です。

このことについて、申請者の代理人に聞いたところ、この真砂土の置場となっている10平方メートルは真砂土を置く場所を指定してあるのであって、10トンの真砂土を置くのに必要な土地を示しているのではないと言われました。

このことから考えて、この図面の左側の置場としての記載がやはり適当ではないのではないかと思います。

ここに置きますよと大きな四角を描かれても計画図としては適していないのではないかと思います。

以上の点を踏まえて、審議して頂きたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第33号、番号1番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

藤原委員が説明した内容へのご質問ご意見があればお願いします。

よろしいですかね。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

事務局いいですか。

杉岡事務局次長。

杉岡事務局次長

事務局として確認させていただきます。

藤原委員は、この案件について結果として許可しないというご意見なのでしょうか。それとも継続審議にしたいというご意見なのでしょうか。

それを確認させていただきたいのと、山口県の許可基準というものがあまして、転用については、農地区分の第3種の農地については原則認める。第2種農地については、代替性のないものについては原則許可ということが示されています。

代替性がないという意味をこれまで確認したところ、この申請者そのものが他に土地を持っていないということであると確認しています。

藤原委員の今のご意見からすれば、分筆するべきとお考えなのでしょうか。

そこを確認させてください。

議長（山下会長）

藤原委員

第14号藤原委員

別に分筆するしないは申請者のことなので、私がとやかく言う問題ではないと思います。

ただ、真砂土10トンという量、6.25立法メートルという量を考えるにあたって、市内に碎石場はありますので、必要になったときにトラックで十分運べる量なのでいちいち置場を設置する必要が

元々あるかどうかという点にも疑問を持っております。

大きな宅地造成するので、それなりの土地を一時的にも置く必要があるとかいう案件でしたらまだしも、とりあえず置きますよというのが10トンで、それだったら必要な時に市内の採石場から運んだって、十分運べるので、わざわざ100平方メートルの土地を取得する必要があるかということ、妥当かどうかということも考えていただきたいと思います。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

今のご意見は、継続審議が妥当というご意見でしょうか。例えば、土地利用計画図、排水計画図、図面の左側、下側、写真の1、2をつけております。

この写真にあります様に、住宅等もありますので、土地を資材置き場に使うにしても若干離れて車がおることが想定されるわけですが、そういう事も確認した方がよいということでしょうか。

議長（山下会長）

藤原委員

第14号藤原委員

車両にしても、駐車場はこんなに離れておく必要はないので、車両を置くのに必要な寸法を定めれば、これをくっつけた形で作っても、これだけ離す必要はないと思います。

これが、真砂土を置く場所が、実際置くのに必要な土地よりも大きい形で描いておくというのが、見た人は長さが書いてないので、どれだけの大きさなのかも分からないし、他の方もこの地図だけを見たときに、これだけの土地が要るのかと思われると思います。

そういう風なかたちで、図面を描くこと自体適切ではないと思っておりますので、そのことを踏まえて皆さんがどのような判断をされるかということをお願いします。

議長（山下会長）

今まで色々と発言がありましたが、皆さん何かございますか。

真砂土を置く面積だけではなく、そのためにトラックが旋回する面積なども必要となると私は思います。

そういう意味で、この図面があるのだと思います。

先程、事務局の説明の中にも住宅地に隣接しているということも
ありましたが。

農業委員会はその転用許可をするということでもあります。

そのための土地利用計画図等が提出されている訳ですけど、皆さ
んご発言ありませんか。

弘中委員

第12番弘中委員

適正面積を求めるための何らかの基準というものがあるのです
か。

いま、指摘されているように実際計画上この計算で積算してみた
ら、面積が大きいのではないかとということが一つの主張でしょう。

それが大きさに適正な面積を求めるためには何らかの基準が要
るのではないかと思います。

議長（山下会長）

杉岡事務局長

杉岡事務局長

今、弘中委員がおっしゃった適正面積というのは、それによって
許可するしないを判断することはこれまで山口県からは示されて
おりません。

半分の面積で済むということであれば、分筆してもらえるかもし
れませんが、許可基準としてこちらの方で確認した限りでは、第
2種農地については、一つの考え方として土地に代替性がないかど
うか。代替性については申請者を基準に考えます。要するに申請者
が他の土地を持っているかどうか。他に土地を持っていれば代替性
があるということなので、そちらの方でやってくださいよというこ
とになります。

弘中委員のおっしゃった適正面積というひとつの基準といいま
すか、そういうものは山口県から示されたものはありません。

議長（山下会長）

藤原委員

第14号藤原委員

常識的に考えても不適切だと思います。

先程も申し上げましたけれど、代替性があるかという点について
も、10トンの真砂土を置かなければならない必要性ももう少し聞い

ていただきたいと思います。

代替性を考慮してあげることも大事でしょうけれども、でも、必要性というか10トンですよ。トラックで運べば4トン車でも3回で運べる量ですから、それをいちいち農地転用して置かなければならないのか、私には解せないです。

議長（山下会長）

藤原委員のご意見は以上ですが、皆さんからご意見はありませんでしょうか。

松田委員

第15番松田委員

この土地を、とりあえず資材置き場にしておいて、後で転用とすることはないのでしょいか。

売買しておいて、その土地に住宅を建てるとか、そういうことはないのですか。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

その点については、確認できません。

転用した後は、農地ではなくなりますので。

基本的には、申請されたことについて許可するかしないか、妥当かということ判断することになります。

あくまでも申請について許可をするかしないかということになるかと思ひます。

つまり、農業委員会として何ができるか、法に基づいてどういふことを許可するかということになりますと、事務局でこれまで確認した限りでは、あくまでも申請について許可をするかしないかということになります。

当然否決をされるのであれば否決の理由を示して相手に説明することになります、許可基準というものがあつて程度山口県から示されておひますので、その点をどう考えるかということになるかと思ひます。

それで、これまでの例として申し上げたのが事務局の意見でございます。

議長（山下会長）
第14号藤原委員

藤原委員

私が一番問題だと思っているのが、この図面です。

実際に真砂土の置場としたら20平方メートルまたは、譲っても四分の一の土地あれば十分なのに、この10メートルの四角を描いて、置場だと書いてありますけど、これを見ると一見これだけの土地全部が必要だという感じになりますので、そういう図面を作って、資材の量が少ないにも拘らず、広い土地が必要なようなことを描かれること自体が、農業委員会が審議するための図面としたら不適切だと思います。

この様なことをされては、見た感じ、これが1,000平方メートルあると思われましたか。

私、これだけの土地が必要なのかなと思ったのですが、それとここの工事用車両置場、5メートルと3メートルだったら、大体2トン車ですね、4トン車ならもっと長くなりますから、2トン車として、これだけの通路が必要なのかというのも疑問にも思っております。

正確に測っておりませんが、ここまでは必要ないんじゃないかと思えますし、また他にも空いたスペースがたくさんありますので、こういう計画図を出されること自体、今回通ると今後もこの様なかたちで出されると思えますので、とりあえず私はこれは通さないで、もし必要であれば再び出してもらえればよい話で、この図面では通りませんで、私は申し上げたいと思えます。

議長（山下会長）

藤原委員が農業委員として、現地も調査に行かれて、事務局は農業委員会の補助執行をしている訳ですから、主体は農業委員なのですが、現地に行かれて、そのことについて相手の方にも色々と質問をされたり、この資料ではどうですかというお話はされたのでしょうか。

藤原委員

第14号藤原委員

先ほど言いましたように、普通に考えたら10メートル10メートル

の置場では広いのではないかと申しあげましたところ、これは土を置くのに必要な面積ではなく、この範囲に土を置きますよという場所を指定しただけの四角い枠だと言われました。

だから、ここ一杯に土を置くのではなく、この中の一部に置きますよという範囲を描いただけで、これが必要な面積ではないと言われました。

議長（山下委員）

笠井委員

第17番笠井委員

本案は継続審議にして、農業委員会としての考えをまとめたいかがでしょうか。

議長（山下会長）

ありがとうございます。

今、笠井委員から継続審議にしてはどうかというご発言がありました。

皆さんにお諮りします。

この件については、議案第33号、番号1番につきましては、継続審議とすることよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議案第33号、番号1番については継続審議といたします。

続きまして、議案第33号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積429.42平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は、今後耕作の見込がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、夜市支所から南東約510メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第33号2番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動の許可申請になります。

地目は田で、1筆1,495平方メートルを申請するものです。

8月23日、事務局の方と現地確認をしました。

現状は数年耕作された様子ではなく、雑草が生い茂って、周辺農地に迷惑をかけている状況でした。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思います。

8月24日、譲渡人、譲受人双方の代理人である行政書士の方と連絡を取り意思確認をしました。

申請書、位置図、分権図、被害防除計画書、事業計画書、土地利用計画図は先程の事務局の説明のとおりです。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第33号、番号2番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第33号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第33号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

申請譲受人、譲渡人、事業内容は番号2番と同じです。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積429.42平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は、今後耕作の見込がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、夜市支所から南東約440メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第33号3番について補足説明します。

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田で、1筆1,114平方メートルを申請するものです。

尚、先ほどの2番、今回の3番について、譲渡人、譲受人ともに同一人物同一業者です。

隣接する水田1枚を挟んで50メートルぐらいに位置します。

8月23日、事務局の方と現地確認をしました。

現状は数年耕作された様子はなく雑草が茂って、周辺農地に迷惑をかけている状況でした。

調査項目に従い調査しましたが、問題はないと思います。

8月24日、譲渡人、譲受人双方の代理人である行政書士の方と連絡をとり意思確認をしました。

申請書、位置図、分間図、被害防除計画書、事業計画書、土地利用計画図は先ほどの事務局の説明どおりです。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第33号、番号3番の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

野村委員

第9番野村委員

ここだけの問題ではないのですが、モジュールして、その下の処置をどのようにするかということは、これには無いのですか。

例えば、場所によってはそのまま何もしないで、年に1回くらいですかね草刈りするのは。

草が生えて、今やっているところは、防草シートが張ってありますね。

処置までこの申請に出ているのですか。

議長（山下会長）

杉岡事務局長次長

杉岡事務局長次長

下地をどうするかという事は、今回の申請書には出ていません。

前々回の協議会でお知らせした、「太陽光発電設備に係る農地転用にける注意事項」というチラシに、注意事項をお示ししております。

その中には、設置後は周りに迷惑をかけないように定期的な草刈り等もするようお願いする事項が入っております。

アスファルトはないと思いますけど、私も他の所で草が生えているのを確認しております。

お示ししている注意事項の中で、周辺への配慮として、設置後は定期的な草刈りや隣接の法定外公共物の里道等を適切に維持管理してください。併せて、前もって地元の方と必要があれば協議をしてください等を指導しています。

太陽光発電の申請をされたときは、必ず地元への説明が済んでいるのかということを確認した上で、委員さんと現地確認をしております。

以上です。

議長（山下会長）

野村委員

第9番野村委員

それで、気になるのは適当な雑草の処置ですよ、これが年1回というのか、年2回、3回もするのというのか、年に1回で済ますこともあるのではないかと思うんですよ。

鹿野の街の中で1箇所ほど気になるところがあるんですが、年1回しか刈っていないから、発電に影響があるのではないか思えるほどくさが生えているので、そのところがちょっと気になったので聞いてみたんですね。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

これは、農地ではなくなった後の、土地の管理に関する問題であろうかということだと思います。

会長からも発言があったかと思いますが、太陽光発電設備設置に係る適正な土地の管理が行われるようにする観点から、山口県で条例の制定を考えてほしいということ、山口県農業会議に要望書を提出することを申し上げたと思います。

協議会の中で話し合っていたことになるとは思いますが、元は農地であったところを、農地でなくなった後どの様に管理するかと

議長（山下会長）

いうことだと思っています。

このことについては、ただ元農地だっただけでなくて、元農地以外の空き地についての問題であるとか、様々なものがあります。

周南市は合併後、「周南市安心安全まちづくり条例」を制定し、市民に周知していますが、市内に存する土地、建物を所有するものの果たすべき適正な管理のことにも係ることにも触れていますが、隣接地との問題はいまだに色々であろうかと思えます。

先ほど、事務局からありましたが、山口県農業会議がとりまとめをいたします、山口県への要望事項として、県条例制定の要望を提案いたしました。

これから、市に対しましても市条例制定の要望をして参りたいと考えております

他に何かご意見等はありませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第33号、番号3番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第33号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

3ページの議案第34号です。

本議案につきましては、周南市長より農用地利用集積計画についての決定を求められたもので、農林課から説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思えます。

議長（山下会長）
農林課 長島課長

それでは、長島農林課長よろしく申し上げます。

議案第34号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

本日は7月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定を頂きまして、10月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、徳山地区3件、鹿野地区1件の計4件、全筆9筆の案件です。

そのうち農地中間管理機構への貸付が、3番から4番までの長穂地区のもので、2件5筆です。

説明は以上となります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第34号の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、議案第34号について採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第34号は、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

ここで、農林課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

（農林課職員退席）

続きまして、議案第35号「周南市農業委員会会長専決規程の一部

山本事務局長

を改正する規程制定について」と議案第36号「周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について」ですが、これらの規程の改正は関連がありますので一括議題といたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

4ページの議案第35号及び議案第36号ですが、既に、5月以降、委員の皆様へ幾度かお知らせしておりますとおり、国から発出された「2経営第3505号令和3年4月1日付けで「非農地判断の徹底について」という通知」が山口県などを通じて来ています。

これは、農地が農地に該当するか否かの判断、いわゆる非農地判断の徹底をすること、具体的には、「農業委員及び農地利用最適化推進委員3人以上で非農地と判断した場合は、直ちに農地台帳から除外する。」ということが示されています。

周南市農業委員会においても、この非農地判断という農地法の根幹に関わることについて、国の通知も含めた法令を遵守し、適法かつ公正に取り組むために関係する規程の所要の改正をするものです。

それでは、まず、議案第35号「周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について」、議案第35号別紙の2ページ及び3ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、会長専決事項を規定した第2条について、表の左側の現行第16号以下の号番号を1号ずつ繰り下げ、表の右側の改正案の第16号として非農地判断をする農業委員及び農地利用最適化推進委員を指名すること及び非農地判断の庶務に関することを会長専決事項に加えています。

次に、現行の第16号は不動産登記の地目に関する照会に対する回答、調査等を、第17号は非農地の証明に関することを規定していますが、改正案では実質的な非農地判断は会長が指名した農業委員及

び農地利用最適化推進委員の方々が行うことから、それぞれの「庶務に関すること」と改正しています。

次に専決の報告等を規定した第4条ですが、第2条の号番号ずれによる改正と、第1項では、非農地判断の結果を総会に報告することを、第2項では非農地判断の庶務に関することは簡易定例的なものの、具体的には総会に報告しなくても良いものとする改正をしています。

次に議案第36号「周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程」について御説明いたします。

議案第36号別紙の2ページの新旧対照表の右側の改正案をご覧ください。

第4条第8号ウに、事務局の事務として、非農地判断に関することと、不動産登記に係る地目の照会に対する回答を加えています。

議案第35号「周南市農業委員会会長専決規程の一部を改正する規程制定について」と議案第36号「周南市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程制定について」の説明は以上です。

議長（山下会長）

議案第35号及び議案第36号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（質問等なし）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第35号及び議案第36号について採決を行います。

両議案とも原案どおり可決することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第35号及び議案第36号は、原案どおり可決いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第50号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の

届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

5 ページから 8 ページの報告第50号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は12件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第50号を終わります。

続きまして、報告第51号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

9 ページの報告第51号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。今回は4件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第51号を終わります。

続きまして、報告第52号「農地法第5条第1項第1号の規定による農地等の転用のための権利取得の届出について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

10ページの報告第52号は、山口県が施行する公共事業のために必要とする農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のも

のに転用するため、農地の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、2件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で報告第52号を終わります。

続きまして、報告第53号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

11ページから12ページの報告第53号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するため、農地の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、7件です。

内容は記載の通りで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第53号を終わります。

続きまして、報告第54号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

13ページの報告第54号は、農業委員会に文書を提出することで許可は要しないとされているもので、農地法施行規則第53条第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局設置のための転用です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第54号を終わります。

続きまして、報告第55号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

14ページの報告第55号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、例年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は2件です。

添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第55号を終わります。

続きまして、報告第56号「現況が農地でないことの証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

15ページの報告第56号は、登記簿上の地目が田又は畑で、現況が

田又は畑以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする方からの申請に基づき証明をするもので、今回は3件です。

内容は記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

なお、番号1番の農用地1筆につきましては、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業整備地域整備計画の随時変更を行い、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

説明が終わりました。

以上で、報告第56号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和3年第9回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前11時04分）

議長（山下会長）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和3年9月11日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 弘 中 壽

委 員 松 田 孝 行